

トップ > 学事課 > 指定学校変更制度について

コンテンツ

[指定学校変更制度について](#)

[遠距離通学費補助金について](#)

[特別支援教育就学奨励費補助金について](#)

[幼稚園の園児募集について](#)

[就学援助制度について](#)

[静岡市の奨学金制度、奨学金について](#)

[小・中学校の転校・入学手続きについて](#)

[静岡市立小・中学校通学区域表](#)

[幼稚園就園奨励費補助金について](#)

指定学校変更制度について

教育委員会は、各小・中学校ごとに通学区域を設定して、就学児童・生徒の住所により就学すべき学校を指定します。(学校教育法施行令第5条第2項)

しかし、特別な事情(静岡市立の小学校及び中学校に係る指定学校変更が認められる基準参照)により指定学校を変更して通学を希望する場合は、保護者の申立てにより、教育委員会が変更を認める場合があります。(学校教育法施行令第8条)

静岡市の基準は以下のとおりです。

静岡市立の小学校及び中学校に係る指定学校変更が認められる基準

種 別	要 件	添付書類等
1	変更可能区域 (調整区域)	教育委員会の認める区域に居住している場合(教育委員会が変更を許可する区域参照)
2	住宅事情 (転居予定)	住宅の新築等により、1年以内に市内の他学区への転居が確実であるとき、住民票を移す前に転居先の学区の学校へ就学を希望する場合(許可期間は最長1年)
3	転学事由 (市内転居)	市内で他の学区へ転居した後も、在籍している学校へ引き続き就学を希望する場合
4	傷病又は 心身の障害	傷病又は身体の障害により、指定された学校に就学することが困難な場合
5	留守家庭	児童の帰宅時に同居家族が仕事で留守となるため、預かり先所在地の指定された学校に就学を希望する場合(小学生のみ)
6	特別支援学級	特別支援学級に入級する児童・生徒で、交通事情、道路事情等の理由により指定校された学校以外の学校へ就学することで児童・生徒の通学上の負担が軽減される場合
7	兄弟姉妹	兄弟姉妹が就学している学校への就学を希望する場合(卒業者を除く)
8	再転入	静岡市立の小中学校に入学後、転出し、再度静岡市立の小中学校に転入した児童・生徒で、転出前

9	小中継続	に就学していた学校へ就学を希望する場合	
		静岡市立の小学校に指定学校を変更して就学している児童が、静岡市立の中学校に入学する際に、卒業する小学校の通学区域の中学校へ入学を希望する場合（小学校6年時の許可が、3、5、7、8の場合に限る）	
10	教育的配慮	いじめ、不登校等で指定校以外の学校へ就学することで問題が解消されると見込まれる場合	・学校長の副申書 ・保護者の理由書 ・教育委員会が必要とする書類

- ・「2住宅事情」以外の変更許可期間は、小学生は小学校卒業まで、中学生は中学校卒業までとなります。
- ・「9小中継続」は、小学校時に指定学校変更許可された際の根拠となる住所の通学区域（学区）の中学校が進学先になります。
- ・学区外からの通学になりますので、保護者が一切の責任を持ち、最も安全な方法で通学させてください。
- ・指定学校変更により、入学・転校後、その事由が変更又は解消した場合は、学事課へご連絡ください。

手続きについて

【4月に入学する新1年生】

入学通知書が届いてからの受け付けとなります。

【入学後】

指定学校変更の種別の1、3の場合は、各区役所の戸籍住民課または市民サービスコーナーで転居の手続きをする際、その窓口へお申出ください。

それ以外の要件の場合やその他ご不明な点がありましたら、学事課へお問い合わせください。

《教育委員会が変更を許可する区域（小学校）》

指定変更できる学校	指定学校	区名	町 名
1 新通小学校	田町小学校	葵区	本通九丁目の一部（本通以南）
2 番町小学校	田町小学校	葵区	田町二丁目
3 横内小学校	千代田小学校	葵区	沓谷二丁目の一部（1番～7番）
	竜南小学校	葵区	千代田の一部（1番地～3番地）
4 井宮小学校	井宮北小学校	葵区	桜町二丁目
5 中田小学校	南部小学校	駿河区	中田三丁目の一部（1番～5番・7番～8番）、中田四丁目の一部（1番～8番）
6 東豊田小学校	西豊田小学校	葵区	長沼の一部（国道以南でJR東静岡駅より東の地域）
7 大里西小学校	中島小学校	駿河区	西脇の一部（東名高速道路以北）

指定学校変更制度について - 静岡市

				中島の一部（東名高速道路以北）
		新通小学校	駿河区	新川一丁目、宮本町、馬淵一丁目
		駒形小学校	駿河区	寿町
		千代田小学校	葵区	上土一丁目の一部、上土二丁目の一部 古庄五丁目、古庄六丁目の一部（1番8, 10号）
8	千代田小学校	東豊田小学校	葵区	古庄三丁目の一部（29番～36番）
9	葵小学校	横内小学校	葵区	城東町
		伝馬町小学校	葵区	伝馬町の一部（1番地～8番地・旧電鉄以西） 鷹匠一丁目
		新通小学校	葵区	本通四丁目 常磐町三丁目の一部（旧常磐町二丁目の地域）
		中田小学校	駿河区	泉町、黒金町
10	服織小学校	服織西小学校	葵区	新間の一部（見性寺前の区域）
11	井宮北小学校	井宮小学校	葵区	新伝馬二丁目の一部（7番のみ）
12	清水小学校	清水不二見小学校	清水区	上力町、沼田町、向田町、村松原二丁目
13	清水入江小学校	清水有度第一小学校	清水区	北脇の一部、北脇新田の一部

《教育委員会が変更を許可する区域（中学校）》

指定変更できる学校		指定学校	区名	町 名
1	末広中学校	安倍川中学校	葵区	田町二丁目
		大里中学校	駿河区	新川一丁目、宮本町、馬淵一丁目
2	城内中学校	末広中学校	葵区	本通四丁目 常磐町三丁目の一部（旧常磐町二丁目の地域 2番 1, 18, 19号、3番1～11, 20号）
		大里中学校	駿河区	泉町、黒金町
3	大里中学校	高松中学校	駿河区	中田三丁目の一部（1番～5番・7～8番）、 中田四丁目の一部（1番～8番）
		安倍川中学校	駿河区	寿町
4	東中学校	東豊田中学校	葵区	古庄三丁目の一部（29番～36番）
5	東豊田中学校	豊田中学校	葵区	長沼の一部（国道以南でJR東静岡駅より東の地域）
6	観山中学校	竜爪中学校	葵区	南沼上の一部（沼組 900番～911番、913番、914番、917番、960番～1000番）
7	清水第八中学校	清水第七中学校	清水区	有東坂13番（2号～5号を除く）、14番～16番、17番 1, 3, 4, 14号、19番 8, 10～ 13, 19, 21, 22, 26号 吉川、半左衛門新田、平川地
8	清水第三中学校	清水第四中学校	清水区	上力町、沼田町、向田町、村松原二丁目
9	清水第六中学校	西奈中学校	清水区	鳥坂の一部（巴川以北）

浜松市学区外就学許可基準

浜松市教育委員会は、市内に在学する普通学級の児童生徒の就学指定校の変更について、保護者からの申請により、次に掲げる理由に該当すると認める場合に許可するものとする。

NO	対象理由	許可期限	必要書類等
1	転居 浜松市内間で転居をした小学生を、引き続き在籍していた小学校または、その小学校を学区にもつ中学校に通学させたい場合。中学生を引き続き在籍していた中学校に通学させたい場合	- 小学生は中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります) - 中学生は中学校卒業まで許可します	-
2	いじめ・不登校・その他住民票の異動が出来ない等の特別な事情により、指定校以外の学校に通学させたい場合	- 小学生は中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります) - 中学生は中学校卒業まで許可します	- いじめ・不登校については校長及び指導課長の意見書 - 特別な事情については学区外就学を許可するに必要な理由書等
3	地理的理由等 自治会からの学区に関わる要望(地理的・歴史的経緯等)により、教育委員会が特に認めている地域に居住する者が、指定校以外の学校に通学させたい場合	- 小学生は中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります) - 中学生は中学校卒業まで許可します	-
4	病弱等 身体的理由等で、近隣校または通院先に近い学校に通学させたい場合	事由解消まで	医師の診断書等
5	留守家庭 共働き等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅・知人・放課後児童会等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に通学させたい場合	中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります)	在職証明書 様式 記載例 承諾書 様式 記載例
6	転居予定 新築等により、完成後(購入後)の転居が確実であり、転居予定先の指定校に通学させたい場合	事由解消まで (最長1年)	建築確認申請書、売買契約書、建物賃貸借契約書などのうち、転居予定が判る書類のいずれか1部
7	立ち退き 都市計画等の公権力により立ち退きをしたが、引き続き従来の学校に通学させたい場合	- 小学生は中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります) - 中学生は中学校卒業まで許可します	立ち退き証明書
8	特認校 別表1に掲げる小規模特認校に、通学させたい場合(通学の条件等は「浜松市小規模特認校制度」による)	中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります)	-
	兄 1から9の理由で許可された者及び発	小学生は中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校	

9	弟関係	達学級に通学している者の兄弟姉妹を指定校以外の学校に通学させたい場合	へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります) ● 中学生は中学校卒業まで許可します	-
10	学校規模適正化	学校規模適正化の推進により、教育委員会の指定する地域に居住する者が、別表2に掲げる学校に通学させたい場合(別紙事務取扱要領による)	中学校卒業まで許可します(卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合は、再度申請手続きが必要となります)	-

附 則

1. この学区外就学許可基準は、平成元年4月1日から実施する。
2. 昭和63年度の中学校在校生については、第4号中「小学校卒業」とあるのは「中学校卒業」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は平成5年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成6年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成7年1月7日から実施する。

附 則

この改正は平成7年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成10年4月1日から実施する。
ただし、経過措置として、転居により平成9年度末までの学区外就学許可を得ていた者で、引き続き在籍校に通学させることを希望する場合は、これを認める。

附 則

この改正は平成11年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成14年9月1日から実施する。

附 則

この改正は平成16年1月1日から実施する。

附 則

この改正は平成17年7月1日から実施する。

附 則

この改正は平成18年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成19年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成20年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成21年4月1日から実施する。

附 則

この改正は平成22年4月1日から実施する。

別表1

学校名	所在地
浜松市立双葉小学校	浜松市中区海老塚二丁目5番1号

浜松市立花川小学校	浜松市中区花川町781番地
浜松市立南庄内小学校	浜松市西区庄和町108番地の3
浜松市立鏡山小学校	浜松市天竜区只来97番地の3
浜松市立熊小学校	浜松市天竜区熊2153番地
浜松市立元城小学校	浜松市中区元城町102番地の1

別表2

学校名	指定地域
浜松市立佐藤小学校	蒲小学校区

その他

新たに通学区域の弾力的運用の制度を平成22年度から全市にて試行します。
→通学区域制度の弾力的運用について

[戻る](#)

[教育総務課へ](#) | [教育委員会トップへ](#)

お問い合わせ先

浜松市教育委員会 教育総務課

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2番1号

イーステージ浜松オフィス棟6階

TEL:053-457-2406(学事グループ) FAX:053-457-2404

E-mail: somu@city.hamamatsu-szo.ed.jp

指定校(通学する学校)の変更に関する制度

このページを印刷する 2009年7月23日

ページの概要: 指定校(通学する学校)の変更に関する制度について

1.就学する学校の指定について

市立小・中学校には、学校ごとに通学する区域として通学区域が定められています。お子さんの就学する市立小・中学校は、この通学区域と住所にもとづいて、お住まいの住所地の区長が学校を指定します。(特別支援学級に入級する場合を除きます。)このように指定された学校を「指定校」といいます。

2.学区外通学・区域外就学について

お子さんの就学する市立小・中学校は、基本的にはお住まいの住所によって学校を指定しています。しかし、「市内で引っ越しをしたが、もうすぐ卒業なので今通っている学校で卒業したい。」など、つぎの「4」でしめす区分、要件に該当する場合は、指定された学校の変更を申請することができます。

このことにより学校を変更し就学することを「学区外通学」といいます。また、市外に住所のあるお子さんについても「5」でしめす区分、要件に該当する場合は、市立小・中学校への就学を申請することができ、このことにより就学することを「区域外就学」といいます。

学区外通学とは

市内に住民登録がある児童生徒に対して、定められた通学区域(学区)以外の市立小・中学校への通学を認める制度のことです。

区域外就学とは

市外の市町村に住民登録がある児童生徒に対して、市立小・中学校への通学を認める制度のことです。

※お子さんの住民登録をいつわることによって他学区の学校へ入学すること(越境入学)は認められません。

3.手続きについて

学区外通学を申請する場合は、就学を希望する学校へご相談のうえ、学校長の承諾書及びその事由が確認できる書類、印鑑を持参し、住所地の区役所市民課・支所市民係(志段味支所は庶務係)へ申請をしてください。

区域外就学については、住所地の教育委員会と本市の教育委員会との事前の協議が必要となります。申請する場合は、その事由が確認できる書類、印鑑を持参し、就学を希望する学校へお申し出ください。

4.学区外通学の区分、要件及び申請書類

学区外通学の区分、要件及び申請書類について

	区分	要件	申請書類
1	身体的理由により近距離の学校に就学する場合	肢体不自由、心臓病等身体に障害のある児童生徒が、指定校以外の近距離の学校への就学を希望するものであること。	・学区外通学許可申請書(別紙1) ・承諾書(別紙3) ・医師の診断書
2	保護者の勤務地のある学区の小学校に就学する場合	保護者の就労等により留守家庭児童となるため、勤務先で児童を保育している間、保護者の勤務地のある学区の小学校へ就学を希望するものであること。(小学校4年修了を限度とする。なお、特別の場合は最大限小学校6年修了まで許可期間を更新することができる。)	・学区外通学許可申請書(別紙1) ・承諾書(別紙3) ・勤務先の証明書(営業許可書、責任者の証明等) ・誓約書(別紙4) [更新で小学校6年修了まで申請するときのみ]
3	学童保育施設のある学区の小学校に就学する場合	保護者の就労等により留守家庭児童となるため、学童保育施設を利用している間、その施設のある学区の小学校への就学を希望するものであること。(小学校4年修了を限度とする。なお、特別の場合は最大限小学校6年修了まで許可期間を更新することができる。)	・学区外通学許可申請書(別紙1) ・承諾書(別紙3) ・保育施設長の証明書 ・勤務先の証明書 ・誓約書(別紙4) [更新で小学校6年修了まで申請するときのみ]
4	住所移転予定地の学区の学校に就学する場合	住所の移転が確定していて、転居時が学期の途中となるため、その学期の始めからあらかじめその学区の学校への就学を希望するものであること。	・学区外通学許可申請書(別紙1) ・承諾書(別紙3) ・入居が確実に行われる旨の証明書(住宅公社、公団、建

5	小学校6年生及び中学校3年生の特例の場合	小学校5年生及び中学校2年生の修了式以後に住所を移転する場合で、卒業まで引き続き従前の学校への就学を希望するものであること。	築・不動産業者等の証明したもの) ・学区外通学承諾書(別紙5)※学区外通学許可申請書(別紙1)は省略する。
6	1学期始業式以後に住所を移転する場合	1学期始業式以後に住所を移転する場合で、その学年末まで従前の学校への就学を希望するものであること。(小学校6年生及び中学校3年生の場合は、区分5で申請する。)	・短期学区外通学承諾書(兼誓約書)(別紙6) ※学区外通学許可申請書(別紙1)は省略する。
7	住宅の建替による場合	住宅の建替により一時的に他学区へ住所を移転し、建替終了後に元の学区に戻る場合で、その間従前の学校を希望するものであること。	・学区外通学許可申請書(別紙1) ・承諾書(別紙3) ・建替による移転である旨の証明書 (住宅公社、公団、建築・不動産業者等の証明したもの)
8	通級指導教室設置校に就学する場合	通級指導教室に通級する場合で、設置校への就学を希望するものであること。	・学区外通学許可申請書(別紙1) ・承諾書(別紙3)
9	帰国児童受入学級又は帰国生徒受入学級に入級する場合	保護者の勤務等により引き続き1年以上海外に在留し、帰国後3年以内の日本語教育等を必要とする者が、帰国児童受入学級又は帰国生徒受入学級への入級を希望するものであること。または、卒業年次にある帰国児童受入学級の児童が、帰国生徒受入学級への入級を希望するものであること。	・学区外通学許可申請書(別紙1) ・「帰」入学承諾書(別紙7)
10	親類宅のある学区の小学校に就学する場合	保護者の就労等により留守家庭児童となるため、親類(児童から3親等以内)に児童を昼間預けている間、親類宅のある学区の小学校へ就学を希望するものであること。(小学校4年修了を限度とする。なお、特別の場合は最大限小学校6年修了まで許可期間を更新することができる。)	・学区外通学許可申請書(別紙1) ・承諾書(別紙3) ・勤務先の証明書(営業許可書、責任者の証明等) ・児童預かり書(別紙8) ・児童の戸籍謄本(外国籍児童の場合は、申述) ・誓約書(別紙4) [更新で小学校6年修了まで申請するときのみ]
11	地理的理由により近距離の学校に就学する場合	自宅から指定校までが遠距離(小学校2km以上、中学校3km以上)にあり、かつ、通学に際して特に配慮を必要とする場合に、自宅から最も近距離となる学校を希望するものであること。	・学区外通学許可申請書(別紙1) ・承諾書(別紙3) ・地理的理由により近距離の学校へ就学する場合の意見書(別紙9) ・地理的理由により近距離の学校へ就学する場合の通学方法(別紙10)
12	その他の場合	申請が、やむを得ない事由と認められるとき。ただし、教育委員会と協議する。	・学区外通学許可申請書(別紙1) ・承諾書(別紙3) ・協議参考資料

(注)

1. 区分の2,3及び10で更新する場合には、保護者は区役所(支所)へ出向き、改めて学区外通学の申請手続きが必要。
2. 区分の6は、小学校1年生及び中学校1年生の1学期にあつては、入学式以後の住所移転の場合について適用する。
3. 「承諾書」は、学区外通学を希望する学校の長の承諾書とする。ただし、区分の6の場合は、学区外通学を希望する学校の長と指定校の長の承諾書、両方を必要とする。
4. 区分の11は、別紙10を指定校の長に提出し、指定校の長の意見書(別紙9)及び学区外通学を希望する学校の承諾書をあわせて申請する。

5.区域外就学の区分、要件及び申請書類

詳細		
区分	要件	申請書類
1 身体的理由により近距離の学校に就学する場合	肢体不自由、心臓病等身体に障害のある児童生徒が、市内の近距離の学校への就学を希望するものであること。	・区域外就学許可申請書(別紙1) ・医師の診断書
2 住所移転予定地の学区の学校に就学する場合	市内の住所への移転が確定していて、転居時が学期の途中となるため、その学期始めからあらかじめその学区の学校への就学を希望するものであること。	・区域外就学許可申請書(別紙1) ・入居が確実に行われる旨の証明書(住宅公社、公園、建築・不動産業者等の証明したもの)
3 小学校6年生及び中学校3年生の特例の場合	小学校5年生及び中学校2年生の修了式以後に住所を移転する場合で、卒業まで引き続き従前の学校への就学を希望するものであること。	・区域外就学許可申請書(別紙1)
4 1学期始業式以後に住所を移転する場合	1学期始業式以後に市外の住所へ移転する場合で、その学年末まで従前の学校への就学を希望するものであること。(小学校6年生及び中学校3年生の場合は、区分3で申請するものとする。)	・区域外就学許可申請書(別紙1)
5 住宅の建替による場合	住宅の建替により一時的に市外の住所へ移転し、建替終了後に元の学区に戻る場合で、その間従前の学校への就学を希望するものであること。	・区域外就学許可申請書(別紙1) ・建替による移転である旨の証明書(住宅公社、公園、建築・不動産業者等の証明したもの)
6 その他の場合	申請が、やむを得ない事由と認められるものであること。ただし、教育委員会と協議する。	・区域外就学許可申請書(別紙1) ・協議参考資料

(注)

1. 区分の4は、小学校1年生及び中学校1年生の1学期にあつては、入学式以後の住所移転の場合について適用する。
2. 許可期間の途中で児童生徒の住所をその通学区域とする小学校又は中学校に転校する場合は、保護者は在学中の学校の長へ転学届を提出するものとする。
3. 「病院内学級への入級」は、区分の6を適用する。

6.問い合わせ先

希望する(現在通学している)学校、お住まいの区役所市民課・支所市民係(志段味支所は庶務係)または教育委員会学事課

添付ファイル

添付ファイル

[名古屋市立小学校及び中学校における学区外通学に関する要綱 \(PDF形式, 170.13KB\)](#) 

[学区外通学許可申請書 別紙1 \(PDF形式, 59.24KB\)](#) 

[誓約書 別紙4 \(PDF形式, 53.94KB\)](#) 

[児童預かり書 別紙8 \(PDF形式, 86.22KB\)](#) 

[名古屋市立小学校及び中学校における区域外就学に関する要綱 \(PDF形式, 109.26KB\)](#) 

[区域外就学許可申請書 別紙1 \(PDF形式, 62.66KB\)](#) 



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード(無償)してください。(外部リンク) 

このページの作成担当

教育委員会事務局総務部学事課就学援助係

電話番号: 052-972-3217

ファックス番号: 052-972-4175

電子メールアドレス: a3217@kvoiku.city.nagoya.lg.jp

お問い合わせフォーム

このページについてご意見をお聞かせください

ご注意

1. お答えが必要なお問合せは、直接担当部署へお願いいたします(こちらではお受けできません)。問合せ先等が不明な場合は、ページ下部の「このページの作成担当」などをご確認下さい。
2. 個人情報を含む内容は記入しないでください。

確認

[教育に関する援助・サポートなどに戻る](#)